

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の制定について
藤沢市奨学金給付審査委員会規程を次のように定める。

2017年（平成29年）3月8日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉 田 早 苗

1 制定する規程

別紙のとおり

2 施行期日

2017年（平成29年）4月1日

提案理由

この規程を提出したのは、藤沢市給付型奨学金制度の創設に伴い、藤沢市奨学金給付審査委員会を設置することから、藤沢市奨学金給付審査委員会規程の制定を行う必要による。

藤沢市奨学金給付審査委員会規程をここに公布する。

平成29年 月 日

教育委員長

小 竹 伊 津 子

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

藤沢市奨学金給付審査委員会規程

(設置)

第1条 藤沢市奨学金給付規則（平成29年〇月〇日藤沢市教育委員会規則第〇号）に規定する奨学金に関し、給付対象者の選考その他必要な事項を審査するため、藤沢市奨学金給付審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 奨学金の給付対象者の選考に関すること。
- (2) 奨学金の打ち切り又は返還に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、最大10人とし、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育総務課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 神奈川県立高等学校校長（1人）
- (2) 藤沢市立中学校長（1人）
- (3) 福祉関係者（1人）
- (4) 事業者代表（最大1人）
- (5) 公募委員（2人）
- (6) 福祉健康総務課長
- (7) 子育て企画課長

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 前項本文の規定にかかわらず、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報酬)

第6条 藤沢市奨学金給付審査委員の報酬額は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則(昭和43年藤沢市規則第22号)第2条3項に規定する額とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。